

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小郡市長

公表日

平成28年4月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法に基づき、他の医療保険に加入していない住民に対し、国民健康保険に加入させるとともに、国民健康保険税の賦課を行う。 ①所得情報や、住民票の異動及び国民健康保険の喪失等に基づく保険税の賦課。 ②所得情報や、申請に基づく保険税の減免 ③保険税の特別徴収に関する事務 ④保険税の納税通知書及び更正通知書の送付 ⑤賦課期日以降に転入し、国民健康保険に加入した住民の所得照会 番号法別表第二に基づいて小郡市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワーク及び中間サーバを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	Acrocity国民健康保険税 行政基本システム 中間サーバ MICJET番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長	国保年金課長 橋本 昭泰
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]